　光市介護保険事業所感染予防対策費給付金事業実施要綱を次のように定める。

　　令和２年６月１日

光市長　市　川　　　熙

光市告示第１２３号

　　　光市介護保険事業所感染予防対策費給付金事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に対する感染症予防対策（以下単に「感染症予防対策」という。）を実施し、市内で介護サービスの提供を継続する法人に対し、感染症予防対策費として光市介護保険事業所感染予防対策費給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

　（給付金の支給対象者）

第２条　給付金の支給の対象となる者は、令和２年４月１日時点において、市内に設置する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）について、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７０条、第７８条の２、第７９条、第８６条、第９４条又は第１０７条の規定による山口県知事の指定若しくは開設許可又は市長の指定を受けている法人であって、給付金の申請を行う日において、当該事業所等において別表提供サービスの欄に掲げるサービスを提供するもののうち、当該事業所等において感染症予防対策を実施した実績のあるものとする。

　（給付金の額）

第３条　給付金の額は、別表提供サービスの欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表給付金の額の欄に掲げる額とする。ただし、いずれの提供サービスにも該当する法人の給付金の額は、２０万円とする。

　（給付金の申請）

第４条　給付金の支給を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、介護保険事業所感染予防対策費給付金申請書兼請求書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

　（支給の決定）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、適当と認めるときは、支給を決定し、申請者に対し給付金を支給するものとする。

　（不当利得の返還）

第６条　市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

　（その他）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和２年６月１日から施行する。

　（告示の失効）

２　この告示は、令和３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付金の支給を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第２条、第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 提供サービス | 給付金の額 |
| 特定施設入居者生活介護（法第８条第１１項に規定するサービス）、認知症対応型共同生活介護（同条第２０項に規定するサービス）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同条第２２項に規定するサービス）、介護福祉施設サービス（同条第２７項に規定するサービス）、介護保健施設サービス（同条第２８項に規定するサービス）、介護医療院サービス（同条第２９項に規定するサービス）又は介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条による改正前の法第８条第２６項に規定するサービス）を実施する法人 | ２００，０００円 |
| 上記以外の、訪問介護（法第８条第２項に規定するサービス）、訪問入浴介護（同条第３項に規定するサービス）、訪問看護（同条第４項に規定するサービス）、訪問リハビリテーション（同条第５項に規定するサービス）、通所介護（同条第７項に規定するサービス）、通所リハビリテーション（同条第８項に規定するサービス）、短期入所生活介護（同条第９項に規定するサービス）、短期入所療養介護（同条第１０項に規定するサービス）、地域密着型通所介護（同条第１７項に規定するサービス）、認知症対応型通所介護（同条第１８項に規定するサービス）、小規模多機能型居宅介護（同条第１９項に規定するサービス）又は居宅介護支援（同条第２４項に規定するサービス）のみを実施する法人 | １００，０００円 |

別記様式（第４条関係）

介護保険事業所感染予防対策費給付金申請書兼請求書

年　　月　　日

　光市長　　　　　　様

申請者　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

光市介護保険事業所感染予防対策費給付金事業実施要綱第４条の規定により、下記のとおり給付金を申請し、及び請求します。

記

１　市内の事業所等に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所等所在地 | 事業所等名称 | 実施した感染症予防対策 |
|  |  |  |

２　給付金の申請額　　　　　　　　　　　円

３　振込先

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | | | | | | | 支店名 | 分類 |
| 銀行・農協  労働金庫  信用金庫  （） | | | | | | | 本店  支店  支所  出張所 | １ 普通　　２ 当座 |
| 口座番号 | | | | | | | 口座名義 | |
|  |  |  |  |  |  |  | （フリガナ） | |
|  | |